

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都千代田区外神田三丁目 6 番 10 号

氏 名 株式会社リーテム
代表取締役 中島 佐智世

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5 年 5 月 31 日

許可の有効年月日 令和 12 年 5 月 30 日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）
- (2) 産業廃棄物の種類
汚泥（廃乾電池に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上 8 種類）
- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類
汚泥、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
（積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり）（以上 5 種類）

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

- (1) 東京都大田区城南島三丁目 2 番 9 号
(2) 東京都品川区勝島一丁目 4 番 11 号

3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として施設 2（1）は 8 時 10 分から 17 時 30 分まで、
施設 2（2）は 8 時から 20 時までとすること。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 8 年 5 月 31 日 新規許可
令和 5 年 5 月 31 日 更新許可 第 5 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無

（裏面あり）

産廃エキスパート

都認定番号：6-23-B0083

コピー不可

この許可証写しは、情報開示の一環としてホームページに
掲載したもので、廃棄物処理法施行規則第 8 条の 4（委託契
約に添付すべき書類）には該当しません。
また、この許可証写しを利用した営業活動等を禁じます。
株式会社リーテム

(裏面)

許可番号

第13-10-038181号

2 積替え保管施設 (施設詳細)

(1) 東京都大田区城南島三丁目2番9号

積替え保管面積: 5,292.87m²

最大保管高さ: 2.5m

産業廃棄物の種類	保管量
汚泥、金属くず (廃乾電池 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)) に限る。)	ペール缶 2個: 0.04 m ³
汚泥、金属くず (廃乾電池 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)) に限る。)	ペール缶 2個: 0.04 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光灯 (水銀使用製品産業廃棄物) に限る。)	ドラム缶 8個: 5.60 m ³
	保管量合計: 5.68 m ³

(2) 東京都品川区勝島一丁目4番11号

積替え保管面積: 1080.99m²

最大保管高さ: 2.2m

産業廃棄物の種類	保管量
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ 2個: 16.00 m ³ 直置きまたは容器: (パレット、かご台車、フレコンバッグ) 938.00 m ³
木くず (物品賃貸業に係る木くず及び貨物の流通のために使用したパレットに限る。)	直置き: 24.00 m ³
汚泥、金属くず (廃乾電池 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)) に限る。)	ドラム缶 1個: 0.20 m ³ ペール缶 1個: 0.02 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光灯 (水銀使用製品産業廃棄物) に限る。)	ドラム缶 1個: 0.56 m ³
廃プラスチック類、金属くず (廃バッテリーに限る。)	パレット 1枚: 0.72 m ³
	保管量合計: 979.50 m ³

(以下余白)

コピー不可

この許可証写しは、情報開示の一環としてホームページに掲載したもので、廃棄物処理法施行規則第8条の4(委託契約に添付すべき書類)には該当しません。

また、この許可証写しを利用した営業活動等を禁じます。

株式会社リーテム